

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

香川県公安委員会委員長 溝 渕 香 代 子

香川県公安委員会規則第1号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p><u>(ア) 16歳以上の運転者が幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に乗車させている場合</u></p> <p><u>(イ)・(ウ) 略</u></p> <p><u>(エ) タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合</u></p> <p><u>(オ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合（(エ)に該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>(カ) 略</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第14条 法第57条第2項の規定により公安委員会が定める軽車両の乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 16歳以上の運転者が幼児（<u>6歳未満の者をいう。以下同じ。</u>）1人を幼児用座席に乗車させている場合</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p><u>(エ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合</u></p> <p><u>(オ) 略</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和3年3月16日から施行する。